

## 姫路市自転車等駐車対策協議会の開催にあたって

(はじめに)

姫路市ではこれまで、往来の危険や都市景観の悪化につながる放置自転車を減少させることを目的として、放置自転車撤去等の規制強化と合わせて、鉄道駅周辺を中心に多くの公設駐輪場を整備運営してきました。これら規制行政と給付行政の両輪により道路上の放置自転車は大幅に減少し、社会問題としての放置自転車対策は一定の成果を得られたと考えております。

しかし、過去 40 年にわたり、放置自転車対策のため対処療法的に駐輪場の整備を行ってきた結果、市内には運営形態等に統一性・一貫性のない多くの公設駐輪場が乱立しているのが現状です。これら公設駐輪場の整備及び維持管理には多くの公金が投入されており、コスト負担のあり方が問題となっています。また、近年の社会情勢や利用者ニーズの変化に伴い、放置自転車対策を目的とした従来型の駐輪場には様々な問題が浮上しています。

そこで、姫路市では、姫路市自転車等駐車対策協議会を設置し、行政関係者のみならず学識経験者や交通事業者も含めた多様な委員により、主に公営駐輪場の今後のあり方について法令・学術的検討及び審議を行っていただくこととしました。公営駐輪場のあり方につきましては、本協議会において審議のうえ答申をいただき、市としての方針を定めたいと考えています。

### 1 姫路市自転車等駐車対策協議会の概要

- ・協議会の法的位置づけ 姫路市附属機関設置条例に規定する市の附属機関  
自転車法第 8 条に規定する自転車等駐車対策協議会
  - ・協議会の性質 合議機関であり、市は答申等を尊重する義務を負う
  - ・協議会の会議 会議は会長が招集し、開催には委員の半数以上の出席が必要  
議事は出席した委員の過半数を持って議決する  
会議は公開するが、議決によって非公開とすることができる
  - ・委員の身分 委員は非常勤特別職の地方公務員であり守秘義務を負う
- ※ 代理出席は原則不可ですが、委員がやむを得ず欠席される場合等に、委員以外の者に代理として出席を求め、意見を聞くことがあります。(委員以外の者に議決権はありません)

### 2 第 1 回姫路市自転車等駐車対策協議会の会議の目標

- ・協議会の概要、組織等についての確認
- ・姫路市の放置自転車対策の現状等について認識の共有化
- ・課題解決のため必要な議論、調査事項等について委員よりご意見をいただく

### 3 姫路市の放置自転車対策の現状と課題

#### (1) これまでに行ってきた放置自転車対策

- ① 規制行政：自転車等放置禁止区域の指定と放置自転車への警告・撤去
  - ・鉄道駅周辺 8 地域を自転車等放置禁止区域に指定
  - ・業務委託も活用した、市道上の放置自転車への警告及び撤去
- ② 給付行政：駅周辺への公設駐輪場整備運営
  - ・市が整備し、市職員が清掃等の管理を行う無料駐輪場
  - ・市が整備し、指定管理者が管理運営を行う有料駐輪場
  - ・(公財)自転車駐車場整備センターが整備し、一定期間管理運営を行う有料駐輪場

#### (2) 姫路市の放置自転車の現状

- 規制行政と給付行政の両輪による放置自転車対策の結果、放置自転車は大幅に減少
  - ・姫路駅周辺の放置自転車は 10 年間で約 10 分の 1 に減少
  - ・駅周辺における通勤通学者等による長時間放置は激減し、買物客等の短時間放置が主に
- 一方で、運営形態等に統一性・一貫性のない多くの公設駐輪場が市内駅周辺に乱立
  - ・無料駐輪場 36 箇所 約 7,000 台分
  - ・有料駐輪場(指定管理者制度) 4 箇所 約 4,000 台分
  - ・自転車駐車場整備センター運営の有料駐輪場 11 箇所 約 8,000 台分
  - ・その他路上駐輪場約 500 台分、民営駐輪場 46 箇所 約 7,000 台分 が駅周辺で営業

#### (3) 姫路市の放置自転車対策の課題

- 放置自転車対策が一定の成果を収めた現状において、さらなるコストを許容すべきか
  - ・放置自転車数は大幅に減少し、長時間の放置も激減
  - ・撤去等規制業務、駐輪場の管理運営には毎年多額の公金が投入されている
  - ・放置自転車をさらに減らすには、夜間撤去の実施やより利便性の高い駐輪場の整備が必要
  - ・そもそも放置自転車対策のコスト負担は公費であるべきか原因者に求めるべきか
- 放置自転車対策のため市内に乱立した公設駐輪場を今後どう管理運営していくべきか
  - ・無料駐輪場の運営コストをほぼすべて公費負担しているが、適切か
  - ・有料、無料、公営、民営の駐輪場が各駅周辺に混在している現状は公平性に欠けないか
  - ・放置自転車対策として整備した公設駐輪場が民営を圧迫しているのではないか
  - ・駅に至近の無料駐輪場が必要以上に需要を喚起し、過度に利用者が集まっていないか
  - ・放置自転車対策のための駐輪場では社会情勢やニーズの変化に対応できないのではないか

### 4 今後のスケジュール

令和 2 年度は 2 回の開催を予定しています。第 2 回協議会では、学識経験のある委員から放置自転車対策についてご見識をお聞かせいただきたいと考えています。また、第 1 回でいただいたご意見を踏まえて行った調査結果等を紹介し、以後の協議会の進行について協議いただきます。

なお、令和 3 年度は 4 回程度の開催を予定しています。